

学位審査基準

（修士（経済学）及び修士（経営学）の学位；博士前期課程）

【経済学専攻、経営学専攻共通】

●修士論文により学位の審査を行う場合

修了所要単位を修得した者に対して、最終試験及び修士論文の審査をもって修士の学位の判定を行う。
当該審査を行うために、原則として本研究科所属の専任教員3名以上からなる審査委員会を設ける。

○最終試験

学生の専攻に応じて経済学又は経営学の専門的知識の修得が十分であるかどうかを審査するために口述試験による最終試験を行う。

○修士論文の審査

修士論文を以下の基準に基づいて審査する。

修士論文審査基準

（１）論文における研究の目的、分析手法及び帰結

- ①研究のテーマ（目的）が適切に設定されているか
- ②研究の分析は適切かつ正確に行われているか
- ③研究の帰結が学術的意義を有しているか
- ④先行研究の概観が十分に行われているか
- ⑤今後の研究の方向及び課題が示されているか

（２）論文の形式と構成

- ①章（節）立て等の論文の構成は整っているか
- ②論旨・主張は首尾一貫しているか
- ③言葉づかい、表記、用字用語法等は論文としてふさわしいものか
- ④図表やデータを使用する場合、出所及び利用法は適切であるか
- ⑤参考文献及び引用文献は適切に表記、使用されているか

●特定の課題についての研究の成果により学位の審査を行う場合

修了所要単位を修得した者に対して、最終試験及び特定課題研究の成果の審査をもって修士の学位の判定を行う。

当該審査を行うために、原則として本研究科所属の専任教員3名以上からなる審査委員会を設ける。

○最終試験

学生の専攻に応じて経済学又は経営学の専門的知識の修得が十分であるかどうかを審査するために口述試験による最終試験を行う。

○特定課題研究の成果に関する審査

特定課題研究の成果の審査

特定の課題についての研究の成果に関する口頭発表（プレゼンテーション）に対して、質疑応答を行

い、以下の基準に基づいて審査を行う。

特定課題研究の成果審査基準

(1) 特定の課題に関する理解と研究の適切性

- ①特定の課題の趣旨及び目的を理解しているか
- ②特定の課題についての研究が適切な手法によって行われているか
- ③特定の課題についての研究の成果が学術的な意義を有しているか

(2) 発表の形式と構成

- ①発表全体の構成は整っているか
- ②論旨・主張は首尾一貫しているか
- ③言葉づかい、表現の仕方等は学術的発表としてふさわしいものか
- ④図表やデータを使用する場合、出所及び利用法は適切であるか
- ⑤参考文献及び引用文献は適切に使用されているか

学位審査の概要

1 月下旬	修士学位論文ないし特定課題研究成果報告書を提出（提出先：教務部） 提出する修士学位論文ないし特定課題研究成果報告書は、指導教授から内容、水準、形式について指導を受け、指導教授の承認を得たものでなければならない。
	研究科教授会による審査委員会設置 研究科教授会は、主査 1 名（原則として主指導教授）及び副査 2 名以上の審査委員を選出する。副査は原則として本研究科所属の博士前期課程の研究指導担当資格を有する専任教員がこれにあたる。審査に必要と認められた場合は他大学等の研究者を選定し審査委員に追加することがある。
1 月下旬 ～ 2 月中旬	修士学位論文ないし特定課題研究成果報告書の審査と最終試験 審査委員会は、提出された修士学位論文ないし特定課題研究成果報告書を中心として、これに関連ある授業科目や研究手法について口述試験により審査を行う。 審査終了後、審査委員会は審査の要旨と最終試験の結果、及び学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科教授会に文書で報告する。
2 月中旬 ～下旬	研究科教授会による修士の学位授与の判定 研究科教授会は、審査委員会からの審査結果報告書に基づき、可否を判定する。

（博士（経済学）及び博士（経営学）の学位；博士後期課程）

【経済学専攻、経営学専攻共通】

修了所要単位を修得した者に対して、最終試験及び博士論文の審査をもって博士の学位の判定を行う。
当該審査を行うために、原則として本研究科所属の専任教員3名以上からなる審査委員会を設ける。

○最終試験

学生の専攻に応じて経済学又は経営学の分野の、高度な専門的知識の修得が十分であるかどうかを審査するために、口述試験による最終試験を行う。

○博士論文の審査

博士論文を以下の基準に基づいて審査する。

博士論文審査基準

（１）論文における研究の目的及び帰結

- ①研究のテーマが適切に設定されているか
- ②先行研究の概観が十分に行われているか
- ③今後の研究の方向及び課題が示されているか

（２）論文における研究手法及び成果の質的水準

- ①研究成果には独創性、新規性が認められるか
- ②分析手法等の研究手法は、学術的に認知されたものを適切に用いているか
- ③研究成果は学術的な貢献（査読付き学術誌に掲載される水準）を含むものであるか

（３）論文の形式と構成

- ①章（節）立て等の論文の構成は整っているか
- ②論旨・主張は首尾一貫しているか
- ③言葉づかい、表記、用字用語法等は論文としてふさわしいものか
- ④図表やデータを使用する場合、出所及び利用法は適切であるか
- ⑤参考文献及び引用文献は適切に表記、使用されているか

学位審査の概要

～12月	予備審査 予備審査において論文提出が認められた場合に限り、論文を提出できる。
1月中旬	博士学位の申請手続き（提出先：教務部） 提出する博士学位論文は、指導教授から内容、水準、形式について指導を受け、指導教授の承認を得たものでなければならない。
1月中旬 ～下旬	研究科教授会による審査委員会設置 研究科教授会は、主査1名（原則として主指導教授）及び副査2名以上の審査委員を選出する。副査は原則として本研究科所属の博士後期課程の研究指導担当資格を有する専任教員がこれにあたる。審査に必要と認められた場合は他大学等の研究者を選定し審査委員に追加することがある。
1月下旬 ～ 2月上旬	博士学位論文の審査と最終試験 審査委員は、口述試問により最終試験を行い、以下の基準により評価する。 ①研究の内容について十分に理解し、論点を明瞭に説明できるか ②研究の将来的な展望について述べられるか ③当該研究分野に関する最先端の知識を有しているか ④関連する研究分野に関して知識を有しているか 審査終了後、審査委員会は審査の要旨と最終試験の結果、及び学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科教授会に文書で報告する。
2月中旬 ～下旬	研究科教授会による博士の学位授与の判定 研究科教授会は、審査委員会からの審査結果報告書に基づき、可否を判定する。
3月上旬	学長は、研究科教授会からの報告により、大学評議会の審議を経て、課程修了の可否を決定し、学位を授与すべきものには所定の学位記を授与する。